

介護支援専門員研修の受講地及び受講地変更の手続きについて

1 介護支援専門員研修の受講地について

介護支援専門員研修（※1）は、原則として介護支援専門員登録のある都道府県で受講することとされています。

ただし、登録都道府県で研修を受講できない理由があり、その理由について登録地の都道府県がやむを得ないと認めた場合（※2）については、他の都道府県で受講することができます。

その必要な手続きを「受講地変更」といいます。

※1 介護支援専門員研修とは、①実務研修、②専門研修（Ⅰ・Ⅱ）、③再研修、④更新研修（実務経験者・実務未経験者）、⑤主任介護支援専門員研修、⑥主任介護支援専門員更新研修が該当します。

※2 愛知県では、他都道府県で受講するやむを得ない理由として、以下の事項について認めています。（それ以外の理由の場合、個別に確認を行い判断します）

- ・ 他都道府県に居住地を移転している場合（移転予定を含む）また、居住地は移転するが勤務先の変更が無い場合は、その理由の確認を行い判断します（主任更新研修のみ）
- ・ 転勤により他都道府県の介護サービス事業所等に勤務している場合（転勤予定を含む）

2 受講地変更手続きの手順

(1) 愛知県高齢福祉課に連絡する。（電話 052-954-6289（ダイヤルイン））

愛知県登録の介護支援専門員で、受講地変更を希望される方は、事前に本県高齢福祉課へご相談ください。受講地変更理由等を確認させていただき、手続きを進めるかを判断させていただきます。（居住地移転・転勤以外の受講地変更の場合、お時間をいただくことがあります）

(2) 希望先都道府県の研修実施機関に連絡する。

介護支援専門員研修の日程は、各都道府県で異なっています。ご自身で研修実施機関の研修日をホームページ等で確認の上、受講地変更の受け入れが可能か問い合わせを行ってください。

(3) 愛知県高齢福祉課に「研修受講地変更願」を提出する。

希望先都道府県の研修実施機関から受け入れ可能な回答を得た場合は、愛知県高齢福祉課に「研修受講地変更願」を提出してください。「研修受講地変更願」の様式は愛知県のホームページからダウンロードすることができます。

また、添付書類として、以下の該当する書類を提出してください。

- ・ 介護支援専門員証の写し（実務研修受講者は除く）
- ・ 実務研修受講試験の合格通知の写し（実務研修受講者のみ）
- ・ 居住地移転の場合は、移転先の住民票の写し
- ・ 転勤の場合は、転勤先の内示・内定通知の写し
- ・ 主任介護支援専門員研修修了証の写し（主任更新研修受講者のみ）

(4) 都道府県間の調整

本県にて、「研修受講地変更願」を受理した後、希望先都道府県に必要書類を添えて依頼を行います。後日、希望先都道府県から受け入れ可能か否かについて研修希望者に電話連絡、本県には通知が送付されます。（都道府県によって連絡方法が異なることがあります。）

(5) 研修の申込み

研修希望者は、受講地変更が可能であることを確認したら、希望先都道府県の研修実施機関に研修申込手続きを行ってください。

※ 研修開始までの期間が短く、日程に余裕がない場合、上記手順と異なる場合があります。その際は、本県及び希望先都道府県の指示に従って、適切に手続きを行ってください。

3 お問い合わせ・書類送付先

愛知県福祉局高齢福祉課

介護保険指定・指導グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6289 FAX：052-954-6919

受講地変更の受付中または受付完了後に「受講地変更を希望する理由」の内容に虚偽があった場合は、介護保険法第69条の36（信用失墜行為の禁止）に違反したものと判断します。